

「横須賀市空き家の手引き」発行に関する
協働発行事業者選定プロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目	質問と回答
1	質問	「横須賀市空き家の手引き」の見本（フルカラー）に関しては、弊社がこれまでに他自治体へ実際にご納品させていただいた冊子データでもよろしいでしょうか。
	回答	他自治体へ納品したものは不可です。自治体名のみを変更したものであれば問題ありません。

No.	項目	質問と回答
2	質問	実施要領 6 参加申込 (3) 参加申込書は1部の提出でよろしいでしょうか。
	回答	1部で問題ありません。

No.	項目	質問と回答
3	質問	<p>8 企画提案書類の提出 「事業者名を記載しないこと」とありますが、社名のわかる「正本」はご用意しなくても良いということですか。また、(3) 類似事業取扱実績に関する資料として、他自治体で発行した見本誌を提出する場合、会社名を推定できるような記述があれば、塗りつぶし等の対応が必要ですか。</p>
	回答	<p>お見込みのとおりです。 (3) の資料としては、塗りつぶし等の対応をお願いいたします。</p>

No.	項目	質問と回答
4	質問	<p>8 企画提案書類の提出 (1) 実際の仕上がりのイメージがしやすくなるよう、デザイン案の原寸出力見本を簡易製本して添付したいと考えています。A4判原寸で中綴じ冊子の規格で提出しても良いですか。</p>
	回答	問題ありません。

No.	項目	質問と回答
5	質問	8 企画提案書類の提出 (2) 「A4判12ページ程度」とありますが、企画提案書表紙、企画提案書目次は12ページに含まれますか。
	回答	企画提案書表紙及び目次はページ数に含みません。

No.	項目	質問と回答
6	質問	8 企画提案書類の提出 (2) 記載すべき事項を網羅していれば、項目①～⑥の提案順序の変更は可能ですか。
	回答	記載すべき事項が網羅されていれば、提案順序の変更は可能です。

No.	項目	質問と回答
7	質問	<p>1 1 その他 (4)</p> <p>評価項目に則り企画提案書を作成した場合、企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。</p> <p>情報公開請求がなされた場合、横須賀市情報公開条例 第13条に則り、意見書を提出する機会はいただけますか。</p>
	回答	<p>情報公開請求がなされ、横須賀市情報公開条例第13条に定める要件に該当するとその時点で判断した場合には、意見書を提出していただく機会を設けます。</p> <p>ただし、この手続は、提出された意見を参考にしつつ、総合的な観点から諾否決定を行うものであるため、市の決定は当該意見に拘束されるものではないことをご承知ください。</p>

No.	項目	質問と回答
8	質問	<p>仕様書 6 内容 (1)</p> <p>「全誌面に対する広告の割合は概ね30%以下」とは、全誌面の総面積に対する広告掲載面積の割合が30%以内という解釈でよろしいですか。</p>
	回答	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問と回答
9	質問	仕様書 6 内容 (4) 色校正はデジタルコンセンサス（簡易校正）で良いですか。
	回答	問題ありません。

No.	項目	質問と回答
10	質問	協定書（案） 事業者決定後、協定書の内容について、貴市と協議の上、加筆修正をすることは可能ですか。
	回答	協議の上、加筆修正等の微調整は可能です。